

ジャパンリンクセンター公開書誌データ等利用規約

平成 29 年 3 月 1 日ジャパンリンクセンター運営委員会制定

ジャパンリンクセンターは、平成 24 年 5 月 28 日に締結された「ジャパンリンクセンター (JaLC) プロジェクト運営にかかる覚書」に定めた「共同運営機関」4 機関により運営されている。

本規約では、ジャパンリンクセンター書誌データ等の利用に際し必要な事項を以下のとおり定める。

1. DOI と書誌データの利用について

ジャパンリンクセンターウェブサイトで公開している DOI と書誌データ（以下「書誌データ等」といいます。）は、どなたでも以下の 1) ～ 4) に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できる。商用利用も可能である。

書誌データ等の利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなす。

1) 出典の記載について

ア 書誌データ等を利用する際は出典を記載すること。出典の記載方法は以下のとおりである。

（出典記載方法）

出典：ジャパンリンクセンター (JaLC) 書誌データ
(https://japanlinkcenter.org/top/index.html#top_metadata)

イ 書誌データ等を編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載すること。なお、編集・加工した情報を、あたかもジャパンリンクセンターが作成したかのような態様で公表・利用してはならない。

（書誌データ等を編集・加工等して利用する場合の記載方法）

「ジャパンリンクセンター (JaLC) 書誌データ等」
(https://japanlinkcenter.org/top/index.html#top_metadata) を加工して作成

2) 準拠法と合意管轄について

ア 本利用ルールは、日本法に基づいて解釈される。

イ 本利用ルールによる書誌データ等の利用及び本利用ルールに関する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

3) 免責について

ア ジャパンリンクセンターは、利用者が書誌データ等を用いて行う一切の行為（書誌データ等を編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものでは

ない。

イ 書誌データ等は、予告なく変更、移転、削除等が行われることがある。

4) その他

ア 本利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではない。

イ 本利用ルールは、平成 29 年 3 月 1 日に定めたものである。本利用ルールは、政府標準利用規約（第 2.0 版）に準拠している。本利用ルールは、今後変更される可能性がある。

ウ 本利用ルールは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示 4.0 国際 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>) に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC BY」という。) と互換性があり、本利用ルールが適用される書誌データ等は CC BY に従うことでも利用することができる。